

被 処 分 者	認 定 証 番 号	群馬県公安委員会 第420599号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	清水 道明
	主たる営業所が所在する市区町村	群馬県伊勢崎市
処 分 年 月 日		令和5年9月5日
処 分 内 容		指 示
処 分 理 由		自動車運転代行業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、その運転代行業務従事者名簿その他その者による自動車の運転に関する帳簿又は書類で国家公安委員会規則で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない義務を有するが、これを怠ったものである。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第20条第1項
処分を行った公安委員会		群馬県公安委員会